

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	大里睦合・大里小野田 (東睦合、西睦合、小野田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、担い手5者(法人2者及び個人3者)が中心となり農地の集積を進めているが、うち1者は、10年以内に離農する意向を示している。その他の農地は、小規模個人農家が耕作している。地区内の山裾部には谷田が多く、耕作条件も整っていないため耕作の継続が困難となっている。
また、農業関係施設(農道、水路等)の維持管理についても、地区内での協議が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とするが、土地利用型の栽培体系の確立を目指し水田の有効活用に努める。
- ・地区内の一部で、水稻の有機栽培が行われていることから、周辺農家との相互理解のもとで耕作を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内では、担い手への集積が進みつつあるが、将来に向けては、担い手による営農の効率化を図るため、集約化を念頭に耕作地のゾーニングを検討する必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作者の離農が生じた際は、地権者は農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るため、地権者の同意が得られる範囲で畦畔除去について検討する。 また、点検・見回り等を行い、必要に応じて農業用施設(農道、水路等)の修繕・改修を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当面は、10年後も耕作の継続が見込まれる担い手による農地の集積・集約を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②地区内の一部で行われている有機農業の取組を今後も継続する。
 ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
 ⑦地区内の農道・水路等の施設について、水路清掃、農道草刈り等の共同作業は地域の出合作業により対応しているが、今後、地権者の高齢化に伴い作業に出る人が減少することが見込まれるため、維持管理手法についても検討・協議していく。